## 相続登記節約プラン/相続登記お任せプラン

## 不動産の相続手続きはすべてお任せください!

相続登記とは、相続財産である土地や建物の名義を変更する手続きです。この手続きを怠ると、その土地や財産の所有権を主張することができません。しかし、この登記手続きには義務がなく、明確な期限が定まっていないために、長期間放置してしまい、売却等をするときに慌てて手続きをすることになったり、次の相続が発生してしまい収拾がつかなくなってしまうというケースもございます。

また、戸籍謄本等の書類をすべて集めるのは相当な労力が必要な上に収集時に少しでも不足があると、基本的には手続きができません。

そこで当事務所では、お客様のご要望に応じて2つのプランをご用意いたしました。

全てを任せたい方から戸籍謄本等の書類の収集はご自身で行いたい方まで幅広く対応しております。 各プランの詳細は以下をご覧ください。

項目	相続登記節約プラン	相続登記お任せプラン
無料相談	初回	何度でも
被相続人の出生から死亡までの戸籍収集※1	×	0
相続人全員分の戸籍収集※1	×	0
収集した戸籍のチェック業務	0	0
法定相続情報一覧図の申出	×	0
評価証明書取得	0	0
遺産分割協議書作成(1通)※6	×	0
相続登記申請(回収含む)※2、3、4、5	0	0
出張対応(往復3時間以内)	×	0
通常合計金額	70,000円~	125,000円~
パック割引	10,000円OFF	20%OFF
パック特別料金	60,000円~	100,000円~

- ※1 戸籍収集は10通までとなります。以降1通毎に1,500円頂戴致します。
- ※ 2「不動産の個数(筆数)が6筆以上の場合」「相続人5名以上の場合」「管轄の異なる複数の不動産がある場合」には、追加料金をいただきます。
- ※3 不動産の評価額、不動産の個数(筆数)により、料金に変更が生ずる場合がございます。
- ※4 不動産の持分が分かれている場合や不動産ごとに相続人が異なる場合は、申請件数が増えますので別途加算されます。
- ※ 5 当事務所の報酬とは別に登録免許税(固定資産評価額の0.4%)、除戸籍謄本等の実費が必要になります。例えば、不動産の評価額が2,000万円の場合、 税金として2,000万円×0.4%=80,000円が別途掛かります。
- ※6遺産分割協議書のみの作成ご依頼の場合の費用は、15,000円~になります。また、遺産分割協議書に不動産以外の内容を記載する場合は別途費用が発生します。

司法書士法人 リーガル・フェイス

〒163-1504 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号新宿エルタワー4F

営業時間:09:00~18:00(土·日·祝日は要予約) **TEL:03-5909-7560**